

海外送金等外為取引をご利用のお客様へ

以下の注意をお読みいただき、内容をご確認の上、**裏面にご署名をお願い申し上げます。**

取引関係書類返送時に本書を**ご同封**くださいますようお願い申し上げます。

1. 当行では、お客さまから依頼を受けた外国送金について、送金目的、受取人、その他詳細について確認させていただいております。また、規制の対象となる国・地域等への送金ではないことも確認させていただいております。特に、物品輸入に係る外国送金の場合には、当該物品の原産地および船積地域等についての確認も行っております。

2. また当行は、マネーロンダリング等金融犯罪対策の一環として、外国送金を常時モニタリングしております。当行の外国送金を不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合や、その他送金の停止等を必要とする相当の事由が生じた場合には、お客さまに事前に通知することなく、関連する送金業務の全てまたは一部の利用停止等の措置を講ずる場合がございますので、予めご了解下さい。また、これによりお客さま等に生じた損害につき、当行は責任を負わないものとします。

「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制について

当行は、外国為替及び外国貿易法(外為法)第 17 条で規定されている銀行等の確認義務等の確実な実施のため、「貿易に関する支払規制」および「資金使途規制」等にお客さまのご送金取引が該当しないことを確認させていただいております。

外為法に基づく送金の規制(北朝鮮・イラン・ロシア関連抜粋)

- 1) 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
 - ・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの(外為法第 16 条第 5 項、第 25 条第 6 項、第 52 条)
 - ・北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出または仲介貿易に係るもの(外為法第 48 条第 3 項、第 25 条第 6 項)
- 2) 北朝鮮の「資金使途規制」
 - ・「北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器の計画に関連する者」への支払
 - ・「北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者」への支払
 - ・「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動」に係るもの
- 3) 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」
 - ・人道目的かつ 10 万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止
- 4) イランの「資金使途規制」
 - ・イラン関係者による本邦の核関連企業への投資に係るもの
 - ・「イランの核活動等及び大型通常兵器等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの
 - ・「イランの核活動等に関与する者」への支払
- 5) ロシア関連
 - ・「クリミア併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者」への支払
 - ・クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする輸入に係るもの
 - ・ロシア連邦を仕向地とする武器等の輸出に係るもの
 - ・ロシア連邦の特定銀行等に対する証券の発行に係るもの

つきましては、上記に該当するお取引がある場合には、当行に対して申告頂く等、ご協力をお願い致します。なお、それ以外の送金であっても、送金目的や商品の原産地・船積地域等の記載又は上記規制に該当しない旨の申告等を当行が要請した場合には、当該要請への対応について、ご理解とご協力をお願いします。

また、当行がお客さまのために北朝鮮・イラン・ロシア関連の外国からの送金を受けた場合にも、当行は確認を行うこととされておりますので、その際の確認の要請への対応についても、ご理解とご協力をお願いします。

米国 OFAC 規制に関する留意点について

米国の財務省外国資産管理室 (OFAC) は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。当行では、お客様の取引が、米国法規遵守の観点から OFAC 規制にかかる取引に該当しないことを確認させていただいております。直接的な送金人や受取人が制裁対象に該当しなくても、送金の背景にある取引の関係当事者・関係地等が制裁対象である場合は、当該送金取引も制裁対象に該当することになります。

以下のお取引が規制の適用を受けます。

- 1) お取引の関係当事者 (一般的に、輸入者・輸出者、お取引に関与する銀行・船会社、荷受人、輸送船、送金依頼人・受取人、保証の受益者を指します) の所在地や、お取引の関係地等 (一般的に、原産地、船積地、仕向地、船籍等を指します) に、イラン、スーダン、キューバ、北朝鮮、シリア、ウクライナのクリミア地域が含まれている。
- 2) 米国政府により、特定テロリスト、特定麻薬取引者、特定大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者がお取引に関係している。
- 3) 米国人 (米国外の支店・子会社等の法人を含む)、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等 (非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む) が関与している。

お客様のお取引が OFAC 規制に該当する、または該当する恐れがある場合には、当行よりお取引の内容を確認させて頂き、その結果によっては、当行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがございます。

お取引内容の確認については、当行の調査とは別に、送金経路銀行、あるいは、送金受取銀行である米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応を頂く必要がございますので、予めご承知置き下さい。

その他にも我が国および米国や国際機関等の経済制裁等によって禁止または制限される取引がございます。これらの経済制裁措置の詳細については、財務省または経済産業省、および米国財務省外国資産管理局 (OFAC) のホームページ等をご確認ください。

また、外為法および犯罪収益移転防止法の要請を適正に履行するため、第三者 (個人・法人) のための外為送金はお取扱いきません。送金のお取引は口座名義人ご自身の資金を送金する場合に限り取り扱わせていただきます。ご依頼の取引が口座名義人ご自身の資金を送金するものであることをご確認ください。

株式会社 SMBC 信託銀行御中

私／当社が依頼する取引は、外為法に基づく送金の規制に関連または該当するものではありません。
また、上記に掲げるものの他にも、我が国および米国や国際機関等の経済制裁等によって禁止または制限される取引があることを承知します。
送金依頼人は口座名義人自身であり、口座名義人自身の資金を送金するもので、第三者 (個人・法人) のための送金ではありません。

ご署名

日付: _____